

# 小牧市マンション管理適正化法に係る管理計画認定に関する要領

〔 令和 5 年 3 月 28 日  
4 小建第 2748 号 〕

## （目的）

第 1 条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 5 条の 13 第 1 項の規定による管理計画の認定の申請（法第 5 条の 16 第 2 項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

## （認定申請）

第 2 条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成 13 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。）第 1 条の 2 第 1 項の規定により市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が運営する管理計画認定手続支援サービスによらないで認定申請をする場合は、第 1 号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
- (2) 表明保証書

2 省令第 1 条の 2 第 2 項の規定により市長が不要と認める書類は、同条第 1 項各号に掲げる書類とする。ただし、前項第 1 号に掲げる書類を添付しない場合は、この限りでない。

## （申請の取下げ）

第 3 条 認定申請をした者又は法第 5 条の 17 第 1 項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届を市長に提出しなければならない。

## （雑則）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項及び必要な書類の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 28 日から施行する。